



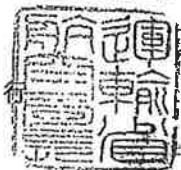
覚
書

環境省第 39 号
空総第 39 号
昭和 48 年 2 月 14 日

環境庁大気保全局長
山形操



運輸省航空局長
内村信



公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案を第 71 回国会に提出するに際し、環境庁と運輸省は下記のとおり了解する。

記

- 1 法第 8 条の 2 の規定による住宅の騒音防止工事の費用負担は、 P.P. (汚染者負担) の原則に沿つて行なうものとし、その具体的費用の負担のあり方については、運輸省および環境庁において、今後引き続き検討するものとすること。
- 2 運輸省は、法第 9 条第 1 項の規定による移転補償および同条第 2 項の規定による土地の買入れに必要な予算措置が講じられるよう努力するものとすること。
- 3 次に掲げる場合にあつては、あらかじめ運輸省は環境庁と協議すること。
 - (1) 法第 3 条第 1 項の規定により経路、時間その他航行の方法を指定しようとするとき。
 - (2) 法第 8 条の 2 、第 9 条または第 9 条の 2 第 1 項の第一種区域、第二種区域または第三種区域の指定を行なおうとするとき。
- 4 法第 2 条の特定飛行場または第 9 条の 3 第 1 項の周辺整備空港を政令で指定する場合における方針等については、あらかじめ運輸省は環境庁と協議すること。
- 5 運輸省は、特定飛行場について法第 3 条第 1 項の規定による時間の指定を昭和 48 年 7 月 1 日までに行なうよう措置するとともに、経路その他航行の方法の指定についても可及的すみやかに指定の告示を行なうよう、関係行政機関と協議を行なうこと。
- 6 法第 65 条第 2 項の関係行政機関の長には、環境庁長官が含まれること。